

# 【自動車保管場所証明申請書】の記載例

自動車を運輸支局に登録（新規登録・変更登録・移転登録）する場合に必要な書面です。

新車を取得する場合（ナンバーが付いていない場合）～自動車販売業者の方に確認してください。  
 中古車を取得する場合（ナンバーが付いている場合）～自動車検査証の内容と同じに書いてください。  
 数字とローマ字をハッキリと区別して書いてください。次の間違いがしばしば見受けられますので、提出前に十分確認をお願いします。  
 [ 0とO又はD、1とI、2とZ、7と9、8とB、9とP、VとU ] などに注意してください。

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
トヨタ <small>例えば、トヨタ・カローラの場合「トヨタ」と書きます。</small>	TA-ZZE122	ZZE122-12345	長さ 436 センチメートル 幅 169 センチメートル 高さ 147 センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	東京都千代田区霞が関1丁目2番3号 かすみ荘102号		
自動車の保管場所の位置	東京都千代田区霞が関2丁目3番4号 かすみ駐車場 1		
保管場所標章番号	973261049		
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。 平成 15 年 月 日			
麹町 警察署長殿	〒 100-8929 住所 東京都千代田区霞が関1丁目2番3号 かすみ荘102号		
氏名	日本 太郎		
電話番号	03(3581)0110		
第 号	自動車保管場所証明書		
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。 年 月 日 警視庁 警察署長			

### 自動車の大きさ欄

センチメートル単位で、右に結めて書きます(印単位～切り捨て)。

### 使用の本拠の位置欄

[個人の場合]  
 実際に居住する場所の所在地を書きます。通常は、住民票の住所と同じです。  
 《通常、勤務先は、個人の使用の本拠とはなりません。》  
 [法人の場合]  
 実際に営業を行う事業所の所在地を書きます(本社・支社等の所在地)。  
 《通常、役員の自宅や社員寮等は、使用の本拠とはなりません。》  
 申請者の住所と自動車の使用の本拠の位置が異なる時は、両者の正当な関係を明らかにする書面を求めることがあります。

### 保管場所の位置欄

駐車場の所在地と車庫の特定番号を書きます。

### 保管場所標章番号欄

次のいずれにも該当する場合は、申請書に旧自動車の保管場所標章番号を記載することにより「所在図」のみ、記載（添付）を省略することができます。  
 自動車買い替え時等の自動車の入れ替えである。  
 使用の本拠の位置と車庫の位置のいずれも旧自動車と変更がない。  
 申請の時点で旧自動車を保有している。

### 申請者欄

申請者欄に記載する方は、警察署窓口へ書類を提出する方ではなく、自動車の所有者又は使用者となる方です。  
 [個人の場合]  
 住民票又は印鑑証明書の住所と氏名を書きます。  
 申請者は署名することにより、押印を省略することができます。  
 [法人の場合]  
 登記簿又は印鑑証明書に記載されている所在地・法人名を書き、法人の代表者名を併記のうえ押印します。  
 法人の場合は、押印を省略することはできません。  
 印鑑は、法人として通常使用する印鑑を押印してください。

## 留意事項

この書類は、二枚で一組（複写式）となっています。黒色のボールペン又は黒色のスタンプで明瞭に記載してください。  
 証明書の有効期限（一か月）内に運輸支局へ提出してください。有効期限経過後は新たな申請をすることになります。  
 申請内容に不明な点がある場合は、別途、必要な書面の提出を求めることがあります。

使用権限	自己 (他人)・共有	連絡先	氏名 日本 二郎 電話 03(3581) 555	新規 (代替)	車両番号	前車	品川 59 1234
					現車		

### 使用権限欄

申請する車庫の「所有者」に 印を付けます。  
 ・申請者所有～自己に 印を付け、「自認書」を添付します。  
 ・他人所有～他人に 印を付け、下記書面のうちいずれか「一通」を添付します  
 保管場所契約書の写し  
 駐車場料金領収書(契約書のない時)等  
 保管場所使用承諾証明書  
 ・共有地～共有に 印を付け、共有者全員の使用承諾書を添付します。

### 連絡先欄

申請内容について、お尋ねできる連絡先(氏名・電話番号)を書いてください。

### 新規・代替欄

申請する車庫の状況について、新規・代替のいずれかに 印を付けます。  
 ・新規～初めて使う車庫で、また証明書の交付を受けていない場合  
 ・代替～今まで使っていた車庫で、既に証明書の交付を受けている場合

新規を選択した場合、記載の必要はありません



# 【自動車保管場所届出書】の記載例

「軽自動車」を取得した場合の車庫の届出及び「登録自動車」・「軽自動車」の車庫のみを変更した場合に必要な書面です。

自動車検査書を確認して書いてください。  
 数字とローマ字をハッキリと区別して書いてください。次の間違いがしばしば見受けられますので、提出前に十分確認をお願いします。  
 [ 0とO又はD、1とI、2とZ、7と9、8とB、9とP、VとU ] などに注意してください。

自動車保管場所届出書(新規・変更)			自動車の区分	登録(軽)
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
スズキ	GF-HA12S	HA12S-12345	長さ	339センチメートル
			幅	147センチメートル
			高さ	145センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番3号 かすみ荘102号			
自動車の保管場所の位置	東京都千代田区霞ヶ関2丁目3番4号 かすみ駐車場 1 (変更前)			
保管場所標章番号	973261049			
上記の事項について届出をします。				
届町	警察署長殿	平成	15年	月 日
〒	100-8929			
住所	東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番3号 かすみ荘102号			
氏名	日本 太郎			
電話番号	03(3581)0110			

例えば、スズキ・アルトの場合「スズキ」と書きます。

**自動車の大きさ欄**  
 センチメートル単位で、右に詰めて書きます(2単位-切り捨て)。

**使用の本拠の位置欄**  
 [個人の場合]  
 実際に居住する場所の所在地を書きます。通常は、住民票の住所と同じです。  
 《通常、勤務先は、個人の使用の本拠になりません。》  
 [法人の場合]  
 実際に営業を行う事業所の所在地を書きます(本社・支社等の所在地)。  
 《通常、役員のお宅や社員寮等は、法人の使用の本拠になりません。》  
 届出者の住所と自動車の使用の本拠の位置が異なる時は、両者の正当な関係を明らかにする書面を求められます。

**保管場所の位置欄**  
 駐車場の所在地と車庫の特定番号を書きます。

**保管場所標章番号**  
 軽自動車の新規届出の場合で、次のすべてに該当する場合は、届出書に旧自動車の保管場所標章番号を記載することにより「所在図」のみ、記載(添付)を省略することができます。  
 自動車買い替え時等の自動車の入れ替えである。  
 使用の本拠の位置と車庫の位置のいずれも旧自動車と変更がない。  
 届出の時点で旧自動車を保有しているか又は届出日の前15日以内に保有していた。

**届出者欄**  
 届出者欄に記載する方は、警察署窓口書類を提出する方ではなく、自動車の所有者又は使用者となっている方です。  
 [個人の場合]  
 住民票又は印鑑証明書の住所と氏名を書きます。  
 届出者は署名することにより、押印を省略することができます。  
 [法人の場合]  
 登記簿又は印鑑証明書に記載されている所在地・法人名を書き、法人の代表者名を併記のうえ押印します。  
 法人の場合は、押印を省略することはできません。  
 印鑑は、法人として通常使用する印鑑を押印してください。

使用権限	自己・他・共有	連絡先	氏名 日本 二郎	新規・代替	車両番号	前車	品川50 1234
			電話 03(3581) 555		現車	品川50 5678	

**使用権限欄**  
 届出する車庫の「所有者」に 印を付けます。  
 ・ 届出者所有 ~ 自己に 印を付け、「自認書」を添付します。  
 ・ 他人所有 ~ 他人に 印を付け、下記書面のうちいずれか「一通」を添付します。  
 保管場所契約書の写し  
 駐車場料金領収書(契約書がない時)等  
 保管場所使用承諾証明書  
 ・ 共有地 ~ 共有に 印を付け、共有者全員の使用承諾書を添付します。

**連絡先欄**  
 届出内容について、お尋ねできる方の連絡先(氏名・電話番号)を書いてください。

**新規・代替欄**  
 届出する車庫の状況について、新規・代替の何れかに 印を付けます。  
 ・ 新規 ~ 初めて使う車庫で、まだ届出を行っていない場合  
 ・ 代替 ~ 今まで使っていた車庫で、既に届出を行っている場合

## 留意事項

この書類は、二枚で一組(複写式)となっています。黒色ボールペン又は黒色スタンプで明確に記載してください。  
 軽自動車の保管場所届出は、自動車検査を受けた後(ナンバーを取得した後)速やかに行ってください。また、軽自動車登録自動車を問わず、車庫だけを変更した場合(軽自動車は、届出義務適用地域内に限る)は、十五日以内に届出をすることが義務付けられています。



【 保管場所所在図・配置図 】 の 記 載 例

留 意 事 項

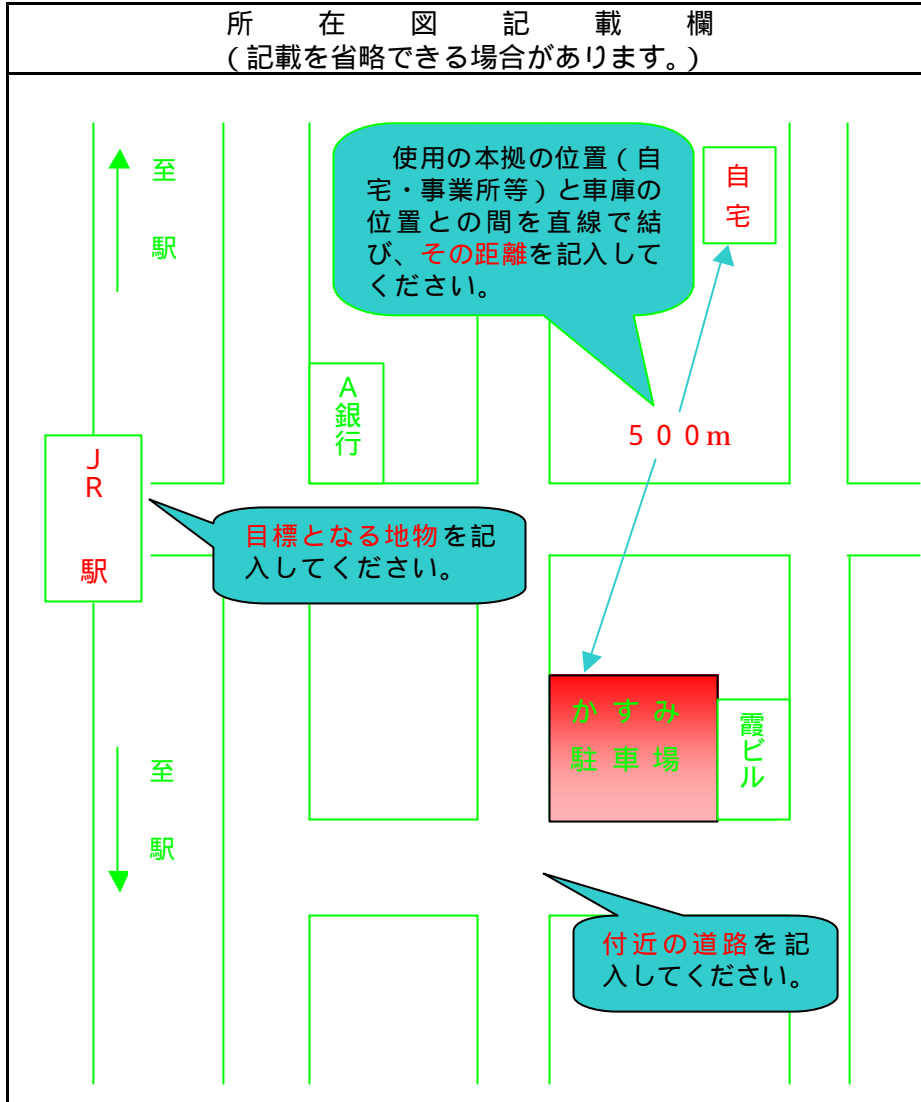
次のいずれにも該当する場合は、自動車保管場所証明申請書又は自動車保管場所届出書の「保管場所標章番号欄」に旧自動車の保管場所標章番号を記載することにより、「所在図」のみ、記載（添付）を省略することができます。

自動車の買い替えなどによる、自動車の入れ替えである。

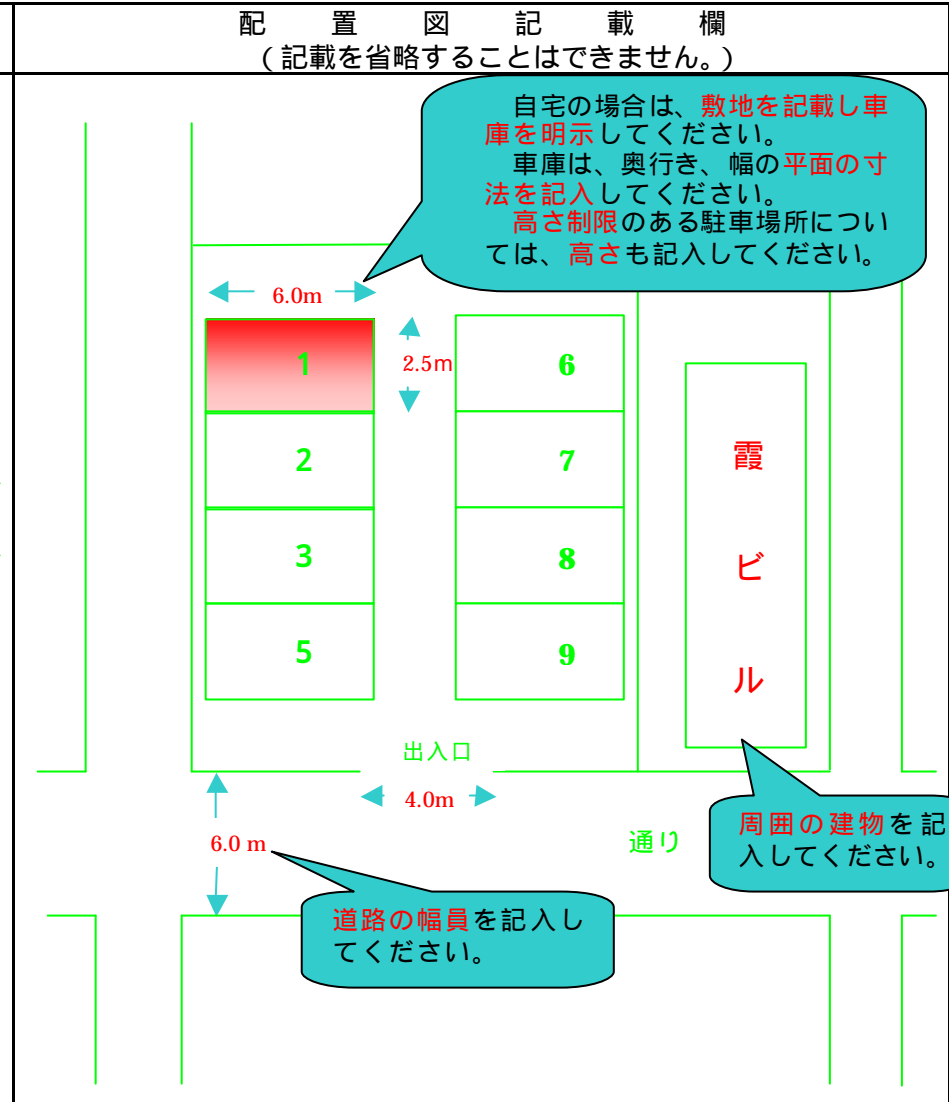
「自動車の使用の本拠の位置」「自動車の保管場所の位置」のいずれも、旧自動車と変更がない。

自動車保管場所証明申請の場合は、申請の時点で旧自動車を保有している。軽自動車の自動車保管場所届出（新規）の場合は、届出の時点で自動車を保有しているか又は届出日の前15日以内に保有していた。

所 在 図 記 載 欄  
(記載を省略できる場合があります。)



配 置 図 記 載 欄  
(記載を省略することはできません。)



## 【 保管場所使用権原疎明書面（自認書） 】 の記載例

### 留意事項

この書類は、自動車保管場所証明申請又は自動車保管場所届出を行う**車庫が、自己所有の場合**に作成するものです。

**証明申請**とは、自動車を運輸支局に登録する場合に必要な自動車保管場所証明申請のことです。

**届出**とは、「**軽自動車**」を**新たに取得**した場合又は車庫証明書の交付を得た車庫及び届出済みの車庫を、**更に変更**した場合に行う自動車保管場所届出のことです。

### 記入上の注意点

- 1 保管場所である土地・建物の両方が自己所有の場合は、「土地」「建物」の両方に 印をする。
- 2 保管場所である土地が自己所有の場合は、「土地」に 印をする。
- 3 保管場所である車庫が、**建物と一体となって築造（建物の上下を含む）され、かつ、築造された車庫が自己所有の場合は、「建物」に 印をする。**
- 4 **共有の場合は、「自認書」のほか、他の共有者全員の承諾書**を添付してください。（自認書の余白に記載できる場合は、その部分に連記することができます。）
- 5 上記1から4に該当しない場合は、下記書面のうちいずれか1通を提出してください。  
保管場所契約書の写し  
駐車場料金領収書（契約書がない場合）  
保管場所使用承諾証明書

### 保管場所使用権原疎明書面（自認書）

いずれか、該当する項目に 印をつけてください。

**証明申請・届出**に係る保管場所である**土地・建物**は、私の所有であることに間違いありません。

麹 町 警察署長殿

平成 15 年 月 日

〒 ( 1 0 0 ) 8 9 2 9

区

住所 千代田 霞ヶ関 町 1 丁目 2 番 3 号

市

かすみ荘 102号

氏名 日 本 太 郎 印

電話 0 3 ( 3 5 8 1 ) 1 1 0



【保管場所使用承諾証明書】の記載例

留意事項

この書類は、保管場所証明申請又は保管場所届出を行う**車庫が、他人の所有の場合に作成**するものです。書類の発行に当たっては、保管場所の所有者又は委託を受けた管理者の責任において記載してください。

保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用

保管場所の位置	区 千代田 霞ヶ関 町 2 丁目 3 番 4 号		駐車場の名称 かすみ駐車場	駐車位置番号 第 1 号	
	市				
保管場所の使用者 自動車の使用の本拠の位置欄と同じです	住所	〒100-8929 (区) 千代田 霞ヶ関 町 1 丁目 2 番 3 号	電 話	使用者と契約者の関係	
	氏名	日 本 太 郎		1 本店支店 2 親族 3 その他	
保管場所の契約者	住所	〒 区 町 丁目 番 号	電 話	[ ]	
	氏名	上記に同じ			
使用期間	平成 15 年 1 月 日 から 平成 16 年 1 月 日 まで の ( 1 年 0 か月間 )				
駐又車は管場の理所有託者	上記のとおり、自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。 平成 15 年 1 月 日 〒 ( 1 0 0 - 8 9 2 9 ) 住所 千代田区霞ヶ関 2 丁目 3 番 4 号 氏名 桜 田 三 郎 印 電話 0 3 ( 3 5 8 1 ) 1 2 1				

保管場所の位置等

自動車保管場所証明申請書の**申請者欄**又は自動車保管場所届出書の**届出者欄**に記載した内容と同じです。

使用者と契約者との関係

**両者が同じ場合**、保管場所契約者の欄は、「**上記に同じ**」と記載してください。  
**両者が異なる場合**、車庫の所有者又は委託を受けた管理者の承諾を受け、**該当する番号に印**をしてください。  
 「3 その他」を選択する場合は、3に印をすると共に、**両者の関係を簡記**してください。

<例>  
 「会社と社員」「親と子」「夫と妻」など

保管場所の使用期間

通常、車庫の契約期間と一致します。

承諾者

正当な承諾権者（駐車場の所有者又は委託を受けた駐車場の管理者）の記名又は署名と押印が必要です。書類に訂正のある場合は、同じ印鑑による訂正が必要です。